

## 社会福祉法人無患子の木 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにする為（目標1～3）、また、女性が能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行う為（目標4）、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

- <対策> ● 令和4年4月～産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を定期的に行う。
- 令和4年4月～制度に関するパンフレットを作成し職員に配布する。

目標2：職員が子どもの看護のための休暇など制度を利用しやすくする取り組みを行う。

- <対策> ● 令和4年4月～休暇の取得状況等を把握し、子どもの病気看護や予防接種における通院など、母親だけでなく父親も休暇を取得できるように配慮した柔軟な勤務制度を整備する。
- 令和4年4月～時間外労働の制限や短時間勤務など、両立支援に関連する諸制度について、改めて職員へ周知する。

目標3：男性職員の育児休業取得を促進する。

- <対策> ● 令和4年4月～管理職や男性職員全員に対する育児休業の取得の呼びかけなどを通じて、男性職員が育児休業を取得しやすい職場風土作りを行う。
- 令和4年4月～男性職員に対して育児休業の取得を促すための個別面談を実施する。

目標4：管理職に占める女性労働者の割合を50%に保つ。

- <対策> ● 令和4年4月～法人運営に理解が深い女性職員を中心に、指導者としての能力を開発するとともに、その役割・職責の自覚教育を実施する。
- 令和4年4月～女性職員が永年勤務したいと思える職場環境・体制作りを整える。